

# 一般社団法人焼き餃子協会 賛助会員のご案内

2019年2月5日

### 一般社団法人焼き餃子協会 組織概要

設立	平成30年(西暦2018年)1月5日
所在地	〒108-0074 東京都港区高輪2-16-4 STOCK
ホームページ	Https://www.gyoza.or.jp/
Eメール	apply@gyoza.or.jp
理事	代表理事 小野寺 力(しかけ株式会社 代表取締役 / 餃子ジョッキー) 理事 勝又 喜久男(株式会社ふじのくに 代表取締役 / 行政書士) 理事 小田 誠 監事 齋藤 公誉(浜松餃子学会会長)

### 焼き餃子協会の目的と活動について

当協会は、日本の焼き餃子を文化として育成し、焼き餃子文化を世界に愛されるものとすること を目的として2018年1月に設立されました。

ほとんどの日本人は「餃子が好き」と言いますが、餃子の違いや食べ方のバリエーションにはあ まり関心が持たれておらず、餃子を焼いたことがあるという方も意外と多くありません。まずはこ のような意識を変えるため、以下の活動を行なって参ります。

- ・日本全国でつくられている様々な餃子商品、餃子製造者の認知を消費者に広げる活動。
- ・餃子の美味しい焼き方を啓蒙し、焼き手を増やす活動。
- ・餃子の「タレ」の常識を変えて、餃子を美味しく食べるための意識を高める活動。
- . 消費者の餃子に関する意向などを調査し、製造者にフィードバックする活動。

# 替助会員の募集について

当協会の目的と活動にご賛同いただき支援くださる個人・法人を募集しております。 入会方法や会費については以下のとおりとしております。

【年会費】 10.000円 / 1口~

【入会方法】 以下お申し込みフォームにご記入し、送信してください。

> https://share.hsforms.com/1bECsBdEiRFOKwgbwiF7qeA31zvo お申し込みを頂いてから2営業日以内にご請求書をお送りいたします。

以下に年会費をお振込ください。

【お振込先】 三井住友銀行 三田通支店(支店コード623)

普通口座 8499403

一般社団法人焼き餃子協会(イッパンシャダンホウジン ヤキギョウザキョウカイ)

※畏れ入りますがお振込手数料はご負担ください。

## 法人賛助会員に対する特典

基本的に、法人賛助会員・個人賛助会員とともにコミュニティを形成し、コミュニティの中で焼き 餃子文化の育成や普及を活動していきたいと考えております。ぜひ下記のほかにもご一緒できるこ とがあればご相談ください。

焼き餃子協会ニュース	当協会の活動をメールでお知らせいたします。
焼き餃子協会 会報	会員限定で、餃子に関する最新情報やお得な情報を月2回以上メールでお届けいたします。
会員優待プログラム	会員限定の特別なご優待をご案内いたします。
当協会ホームページへの掲載	法人賛助会員一覧にロゴと社名を掲載いたします(匿名も可)。 ※掲載サイズ、順序はお申し込み会費口数の多い順となります。
会員向け情報配信	新商品やキャンペーン、モニタリング募集などを当協会会員にご案内いたし ます。
会員向け販促	当協会会員に向けて、通販割引コードやクーポンコードをご案内いたしま す。
コラボイベント開催	当協会と共同のイベントを企画・開催(個人会員むけ工場見学ツアーや新商 品試食会など)
お取り寄せ餃子データベース	焼き餃子協会が独自調査したデータベースの閲覧権限を提供します。
当法人代表理事・餃子ジョッキー 小野寺力の肖像権利用	賛助会員が作成する動画、画像などへ、代表理事・餃子ジョッキー小野寺力をフリーコンテンツとしてご利用頂けます(交通費など実費はご負担頂きます)
焼き餃子協会監修商品化権	当協会会員の意見を集めた餃子、フライパン、調味料などを法人賛助 企業から発売する権利
会員名刺の作成	焼き餃子協会の会員であることを証明する名刺を作成いたします(有料)

## 法人賛助会員に関するお問い合わせ先

会員情報に関するお問い合わせ(変更・退会等)については、お手数ですが当協会ホームページ のお問い合わせフォームからご連絡いただくか、事務局までご連絡ください。

【一般社団法人焼き餃子協会 ホームページ】

https://www.gyoza.or.jp/

【一般社団法人焼き餃子協会 事務局】

住所 〒108-0074 東京都港区高輪2-16-4 STOCK

担当 小野寺 力 Mail: chikara@gyoza.or.jp / TEL: 080-3366-0314

# 一般社団法人焼き餃子協会 賛助会員規約

### 第1条(目的)

この規約は、一般社団法人焼き餃子協会(以下「本法人」) 定款第5条の規定により設置する会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって関係者の本法人に対する協力・理解を高めることにより、本法人の事業活動の推進に資することを目的とする。

#### 第2条(資格)

本法人の主旨に賛同し、本法人の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とする。

#### 第3条(加入)

賛助会員は、本法人代表理事の承諾を得て、加入するものとする。

#### 第4条(会費)

賛助会費は、次の会費を納入するものとする。

- ① 法人会員:1口10,000円/年会費とし、1口以上を負担する。
- ② 個人会員:1口324円/月会費とし、1口以上を負担する。

#### 第5条(退会)

賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめ本法人に届出て脱退するものとする。

#### 第6条(除名)

本法人は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- ① 本法人の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- ② 会費の納入を怠った賛助会員
- ③ 故意又は重大な過失により、本法人の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- ④ 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

### 第7条(反社会的勢力の排除)

- 1. 本法人は、賛助会員が以下の各号に該当する者(以下「反社会的勢力」という。)であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、該当する賛助会員を除名することができる。
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団員
  - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - ④ 暴力団準構成員
  - ⑤ 暴力団関係企業
  - ⑥ 総会屋等
  - ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
  - ⑧ 政治活動等標ぼうゴロ
  - 9 特殊知能暴力集団
  - ⑩ その他前各号に準ずる者
- 2. 本法人は、賛助会員が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ③ 自己、自社若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えるために、反社会的勢力を利用した又は利用していると認められるとき
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3. 本法人は、賛助会員が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、賛助会員を除名することができる。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為

#### 第8条 (その他)

賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

#### 附則

- 1. この規約は、平成31年2月5日より施行する。
- 2. この規約の一部を改定し、平成31年2月15日より施行する。
  - . 第7条(反社会的勢力の排除)を追加

### 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する確約書

- 一般社団法人焼き餃子協会の賛助会員に入会する方は、以下を表明・確約頂きます。
- 1. 当社(役員及び経営に実質的に関与している者を含む)は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。
  - ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者 ④ 暴力 団準構成員 ⑤ 暴力団関係企業 ⑥ 総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ ⑦ 特殊知能暴力集団 ⑧ その他前各号に準ずる者
- 2. 当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約いたします。
  - ⑥ 反社会的勢力によって、その経営を支配される関係
  - (7) 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係
  - ⑧ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会 的勢力を利用している関係
  - ⑨ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - ⑩ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
- 3. 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約いた します。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 4. 当社は、下請け又は再委託先業者(下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。)との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約いたします。
  - ① 下請け又は再委託先業者が前1、2及び3に該当せず、将来においても前1、2及び3に該当しないこと
  - ② 下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、 又は契約解除のための措置をとること